

知多市投票所への移動支援の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知多市において、投票所への移動が困難な有権者等の投票所への移動を支援することにより、投票環境の改善を図ることを目的とする。

(移動支援)

第2条 知多市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、コミュニティからの要望に基づき、投票環境の改善のため必要があると認めたときは、既にコミュニティで運行している地域バスの車両を活用して移動を支援する。

(実施範囲等)

第3条 前条の移動支援を実施する範囲は、コミュニティを構成する地域に属する投票区内とし、選挙期日における投票を目的とした運行に限り認めるものとする。ただし、運行の都合上、投票区外を通らざるを得ない場合は、この限りでない。

2 移動支援を実施する時間は、選挙期日において6時間以内とする。ただし、委員会が適当と認める場合は、この限りでない。

(役割等)

第4条 移動支援の実施を希望するコミュニティは、運行経路の決定、停留所の設置等及び住民への周知、住民からの問合せ対応等を行うものとする。

2 委員会は、車両及び運転手の手配並びに市が負担する運転委託費及び燃料費に関する事務を行うものとする。

(実施の申請等)

第5条 移動支援の実施を希望するコミュニティは、選挙の都度、選挙期日（選挙期日が定まっていない場合は、任期満了の日）の3か月前までに知多市投票所への移動支援申請書（別記様式）により申請しなければならない。

2 委員会は、前項の申出を受けた場合は、実施の可否を決定し、通知しなければならない。

(実施後の評価)

第6条 コミュニティ及び委員会は、移動支援の実施後、その実施に関する評価を

行い、今後の実施に関する指針にするものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、移動支援の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

別記様式（第5条関係）

知多市投票所への移動支援申請書

年 月 日

知多市選挙管理委員会委員長 様

団体名 コミュニティ

代表者 氏 名

住 所

電話番号

次のとおり、投票所への移動支援の実施を申請します。

運行日時	年 月 日 執行 選挙 時 分～ 時 分（1周当たり約 分）
投票区名	
添付資料	1 運行経路図（経路の詳細及び停留所が分かる資料） 2 時刻表（時刻表による運行をする場合） 3 その他（ ）